平成２７年（フ）第３１４号
岐阜市三輪宮西269番地
債務者　後藤　達也
1　決定年月日時　平成27年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝　　英則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１３９４号
名古屋市天白区天白町大字八事字裏山67番地の34
債務者　田中　清彦
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　桃子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第９０号
川崎市麻生区金程２丁目11番４－２号
破産者　水流　文雄
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２１１号
川崎市宮前区犬蔵１丁目25番23号　コーポカヤバＢ　101、前住所川崎市宮前区水沢３丁目２番41号　シーズンソレアード弐番館106
破産者　古川　勝彦
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３４３号
川崎市高津区千年新町27番地１　ＬＭ武蔵新城緑園の街弐番館　305
破産者　沖名子　眞
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第９３号
長崎県長崎市岩川町18番３－301号
破産者　中宮　武司
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８６１号
札幌市北区新琴似９条13丁目２番６号
破産者　瀬川　則章
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１４１号
札幌市厚別区厚別中央５条２丁目４番32号　マンションパール301
破産者　岩谷　　透
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１７号
盛岡市上堂１丁目13番35号　サンシティー上堂Ⅱ105号
破産者　浅沼　　利
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１３号
宮城県岩沼市玉浦西１丁目４番地の10、従前の住所仙台市青葉区折立５丁目２番２号　県営折立住宅12号棟305
破産者　中川　裕子
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４５５号
仙台市太白区人来田１丁目27番31号
破産者　遊佐　正徳
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７９号
平成26年６月１日までの住所宮城県黒川郡大和町吉岡東３丁目１番地の５　グランメール大善Ⅱ－Ａ202、現在の住所宮城県以下秘匿
破産者　秀城　和則
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第９１号
山形市小白川町４丁目28番３号
破産者　齋藤　浩信
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９２号
山形県上山市二日町２番34号
破産者　佐藤　准一
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９４号
山形県東村山郡山辺町大字大塚401番地、前住所山形県東村山郡山辺町大字山辺74番地１
破産者　小関　和広
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９号
群馬県邑楽郡明和町梅原1021番地２
破産者　飯塚　照夫（旧姓山川）
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第２２３７号
大阪府守口市佐太中町４丁目21番３－302号
破産者　田中　　正
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８１７号
大阪府東大阪市高井田本通６丁目４番11－804号
破産者　清水鋼板こと　清水　一仁
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部